

第1節 土地利用

保全・再生・創造の土地利用を基本とし、京都の歴史性や景観など、これまで引き継がれた地域ごとの特性をいかして、秩序ある土地利用や集約的な都市機能の配置を図ります。



御池通

(1) 商業・業務の集積地等における土地利用

- ① にぎわいを生み出す都心部の魅力向上
- ② 公共交通と連携した商業・業務機能の集積と生活拠点の充実

施策の一例

地区計画や特別用途地区等を活用し、公共交通の拠点での複合的な商業業務機能等の集積

- ③ 特色ある通りの形成

(2) ものづくり産業等の集積地における土地利用

- ① ものづくり拠点の形成

施策の一例

地区計画や特別用途地区等を活用し、生産機能の高度化と都市環境の整備改善等を行う整備計画への対応

- ② ものづくり産業と居住環境の共存

(3) 良好な居住環境を誘導する土地利用

(4) 緑豊かな地域における土地利用

- ① 三山をはじめとする自然景観の保全・再生
- ② 市街地内やその近辺における緑の保全
- ③ 豊かな自然との共生

第2節 歩くまち

地下鉄をはじめとする鉄道やバスなどの公共交通の利便性向上や歩行者の安全性の確保、快適な道路空間の構築、地域の特性に応じた公共空間の再配分などにより、過度に自動車に頼らない人と公共交通優先の「歩くまち・京都」を実現します。

(1) 既存の公共交通を再編強化し、使いやすさを世界トップレベルにする

(2) 歩く魅力を最大限に味わえる歩行者優先のまちづくり

(3) 歩行者と共存した自転車利用の促進



地下鉄

(5) 京都の魅力を高める土地利用

- ① 国際文化観光都市としての土地利用の誘導
- ② 大学のまちとしての土地利用の誘導
- ③ 交流機能を高める土地利用の誘導

(6) 大規模な低未利用地における土地利用

都市計画の方針の概要

9つの分野ごとの都市計画の方針です

第3節 景観

三山をはじめとする自然景観の保全や地域の特色をいかした町並み景観の保全・再生・創造を景観政策によって着実に推進します。

(1) 盆地景観を基本に自然と共生する景観形成

(2) 伝統文化の継承と新たな創造との調和を基調とする景観形成

(3) 京都らしさをいかした個性ある多様な空間から構成される景観形成

(4) 都市の活力を生み出す景観形成

(5) 重要文化的景観の保全

第4節 防災

歴史の継承をはじめとした地域特性に配慮した防災対策の推進や市民と行政が一体となって都市の防災力を向上させることで、災害に強い都市の形成を図ります。また、被害を受けた場合においても、地域社会の強い絆を守りつつ迅速な復旧・復興を図ります。

(1) 様々な災害に対する対策

- ① 地震に対する対策
- ② 水災害等に対する対策
- ③ 火災に対する対策
- ④ 被災後を想定した対策
- ⑤ 避難対策
- ⑥ 迅速な復旧と復興



東日本大震災

第5節 道路

「ものづくり都市・京都を支える都市の骨格である幹線道路と市民の活動を支える補助幹線道路等を連携させることにより、円滑な都市活動を支え、市民生活の利便性向上を図るとともに、災害時における避難や緊急輸送の機能を確保するため、幹線道路ネットワークの充実を図ります。



久世北茶屋線

第6節 公園・緑地

地球環境、生物多様性、歴史の継承などに留意し、ヒートアイランド現象の効果的な抑制、都市のうるおい、市民の精神的な充足、防災面など、緑が持つ様々な機能を確保し、低炭素社会を実現するため、身近な公園・緑地や交流を生み出す拠点の充実を図ります。

また、本市の歴史的景観の礎となつている三山の緑と市街地を結び、連続性があり骨格となる街路樹や河川の緑などの充実を図ります。

(1) 身近な公園・緑地の充実

- ② 交流を生み出す拠点等の充実
- ③ 街路樹・河川など連続性のある緑の充実

第7節 市街地整備

細街路や密集市街地について、歴史都市京都の特性に応じた対策を講じることによって防災力を向上するとともに、スプロール市街地について、多様で実効性のある修復型のまちづくりを検討し、推進することによって安心・安全な市街地の形成を図ります。また、市街化区域内で基盤整備を進めている地域においては、計画的な市街地が形成されるよう誘導を図ります。

(1) 密集市街地等に関する対策の推進

(2) 修復型まちづくりの検討と計画的な市街地の形成

第8節 水・河川

「水と共に生きる」という水共生の理念のもと、流域全体を見据えた治水対策、良好な水環境の実現、健全な水循環の回復、豊かな水文化の創造及び雨水の利用という基本方針に従い、みずみずしい都市と暮らしの再生を図ります。

- ① 都市全体を見据えた治水対策
- ② 豊かな水環境・水文化の創出

第9節 その他市民の暮らしを支える施設

市民の暮らしを支える供給施設及び処理施設(卸売市場、火葬場、ごみ焼却場等)や公共施設(病院や学校、官公庁等)等については、それぞれの特性に応じた周辺環境に十分配慮した適切な立地や既存施設の有効活用、機能の集積・高度化等を図ること、都市機能の維持・向上を図ります。